



SCIENCE
BASED
TARGETS

DRIVING AMBITIOUS CORPORATE CLIMATE ACTION

SBTi金融機関短期要件

2.0版

2024年5月

SBTiについて

科学に基づく目標イニシアチブ(SBTi)は、世界中の企業や金融機関が気候危機との闘いの一翼となることを支える、企業の気候変動アクションに関する組織です。

私たちは、地球温暖化を壊滅的なレベル以下に抑え、遅くとも2050年までにネットゼロを達成するための必要事項に沿って、温室効果ガス排出削減目標を企業が設定する際の基準、ツール、ガイダンスを開発しています。

SBTiは慈善団体として法人化されており、その子会社が目標認定サービスを行っています。私たちのパートナーは、CDP、国連グローバル・コンパクト、We Mean Business Coalition(WMBC)、世界資源研究所(WRI)、世界自然保護基金(WWF)です。

免責事項

科学に基づく目標設定イニシアチブ(SBTi)は、本文書の作成において相応の注意を払ったものの、本文書の正確性、完全性、目的への適合性について、明示または黙示を問わず保証しないことを確約します。SBTiはさらに、本文書の使用に関連する損害または損失について、直接的か間接的かを問わず、法律で認められている最大限の範囲で、いかなる責任も負わないものとします。

本文書に含まれる情報(データを含む)は、いかなる助言(金融に関するものか否かを問わず)も構成せず、助言の根拠となるものでもありません。SBTiは、本文書中のデータまたは情報の使用もしくは信頼から生じるいかなる請求または損失について、一切の責任を負いません。

本文書は著作権により保護されています。本文書に記載されている情報または資料は、個人的かつ非商業的な使用のためにのみ、変更されない形で複製することができます。その他のすべての権利は留保されます。本文書から使用される情報または資料は、1988年著作権法、意匠法および特許法(以下「著作権法」)(随時改訂される)に基づいて許可された私的研究、調査、批評または審査の目的でのみ使用することができます。著作権法に従って許可されたいかなる複製物も、文章、抜粋、図表、内容、その他の情報を選択した場合、その出典として本文書を明記するものとします。

SBTiは、最新の排出シナリオ、規制、法的または科学的発展、および温室効果ガス会計のベストプラクティスを反映するために、定められた改訂スケジュールに従って、あるいは必要に応じて、本文書を改訂する権利を保持します。

「Science Based Targets initiative」および「SBTi」は、イングランドおよびウェールズの登録慈善団体(登録番号1205768)、ならびにイングランドおよびウェールズの登録有限会社(登録番号14960097)である「科学に基づく目標設定イニシアチブ」を指します。

© SBTi 2024

バージョン履歴

バージョン	変更／更新内容	公表日	有効期限
パイロット	金融機関向けの要件と推奨事項のパイロット版。	2020年10月	2020年10月～2022年1月
1.0	要件に変更なし。パイロットフェーズの終了に伴い、パイロット版から1.0に変更。	2022年2月	2022年2月～2022年6月
1.1	金融に係る排出量を使用して67%の最低閾値をカバーできるように、融資対象範囲の測定基準を明確化。 対象範囲の脚注(脚注B)において、中小企業向け融資を最低67%のカバー率の計算に含める必要はないことを明確化。	2022年7月	2022年7月から2024年11月29日まで
2.0	要件FI-C10、FI-C12、FI-C15、FI-C16、FI-C17.1、FI-C17.2、FI-C17.3、FI-C17.4などの更新、およびさまざまな明確化(変更の概要と開発プロセスについては、添付の「主な変更点に関する文書」を参照のこと)。	2024年5月28日	2024年11月30日より
	技術評議会承認 SBTi理事会承認	2024年4月26日 2024年3月28日	

目次

免責事項	3
目次	5
はじめに	6
1. GHG排出量と目標のバウンダリ(範囲)	8
2. 方法と排出量算定に関する要求事項	10
3. スコープ1および2の目標	12
4. スコープ2	13
5. スコープ3ポートフォリオ目標設定に関する要求事項	14
6. 報告に関する要求事項	31
7. 再計算と目標の有効性	33
8. 目標の伝え方と進捗追跡	34
付録	38

はじめに

本文書「SBTi金融機関短期要件バージョン2.0」には、SBTiが金融機関の短期目標を認定する際に満たされなければならないすべての要件、および透明性とベストプラクティスに向けた重要な推奨事項が掲載されています。要件や推奨事項は変更または更新される可能性があることに留意してください。

こうした要件は金融機関に適用されます。SBTiでは、金融機関を、その収益の5%以上を投資、融資、保険活動から得ている組織体と定義しています。金融機関には、銀行、資産運用会社、未公開株式投資会社、アセットオーナー、保険会社、モーゲージ不動産投資信託(REIT)などが含まれますが、これらに限定されるものではありません。SBTiは、収益の5%以上を金融活動から得ている実体経済企業に対し、企業目標に加え、SBTi金融機関短期要件を利用して企業活動の目標を設定するよう奨励しています。現在、公的金融機関はSBTiの枠組みの中ではカバーされていません。金融機関短期要件は、以下の表1に記載されている活動およびアセットクラスのサブセットをカバーしています。SBTiは、この短期要件の公表後にこれに取って代わる追加文書を準備中です。

このセクター別要件は、金融機関向けに若干の調整を加えた上で、本文書の基礎となる一般的なSBTi企業短期要件に取って代わるものです。金融機関はさらに、排出量の会計と報告に関して、[温室効果ガスプロトコル\(GHGP\)企業基準](#)、[スコープ2ガイドライン](#)および[企業バリューチェーン\(スコープ3\)算定報告基準](#)に従わなければなりません。¹

SBTi金融機関短期要件バージョン2.0は、以下の文書と併せて読むことを推奨します。「金融セクターの科学に基づく短期目標説明文書バージョン2.0」および「[未公開株式セクターの科学に基づく目標設定ガイドライン](#)」(情報ガイドラインを含む)、「[主な変更点に関する文書](#)」(金融機関短期要件バージョン2.0の開発プロセスおよび主な改訂点を要約)、「[SBTi目標の認定手順](#)」(目標を評価するために踏まれる基本的なプロセスを説明)、「[要件評価指標](#)」(要件への適合および非適合を決定するために使用される指標を詳述)、「[SBTi用語集](#)」(本文書で使用される用語、定義、頭文字語の一覧)。金融機関短期要件バージョン2.0の翻訳が利用可能になる予定です。翻訳版に相違がある場合は、英語版が優先されるものとします。SBTiは金融機関に対し、SBTi金融機関ネットゼロ基準が公表された時点で、それに従って追加の長期目標を策定するよう奨励しています。

開発プロセス

SBTiは、広範なステークホルダーとの協議を経て、2020年10月に金融機関向けの短期要件を初めて公表しました。SBTiは多くのフィードバックを受けて教訓を学び、その内容を総合的に落とし込む形で2022年4月に要件の更新を開始しました。その後、SBTi理事会は2023年12月14日、SBTi基準を開発するための[標準作業手順書\(SOP\)](#)を採択し、2024年4月にこれを公表しました。何度も調査と草案作成が繰り返された後、2023年6月に本文書の草案が発表され、2023年8月まで公開協議が行われ、その後2023年10月までさらなる調査と草案作成が続きました。SOPが正式に採用されたとき、プロジェクトはすでに開発の進んだ段階にあったため、その後の開発プロセスは、SOPに記載された手順の簡素化版に沿って行われました。しかし、SBTiは可能な限り手順とプロセスを遵守し、本文書はパイロットテスト、技術評議会の審査と承認(それぞれ2024年3月22日および2024年4月26日)、SBTi理事会の採択(2024年3月28日)を受けました。

¹ この枠組みにおけるスコープ3基準からの限定的な逸脱については、金融セクター短期SBT説明文書の4.1節に記載されています。

用語解説

本文書は、金融機関の短期要件と整合させるために、金融機関が従わなければならない要求事項である要件と、金融機関が従うべき推奨事項について説明しています。特に断りのない限り（特定のセクションを含む）、すべての要件はスコープ1、2、および3に適用されます。

本文書では、要件、推奨事項、可能な選択肢を示すにあたり、金融機関が参照しやすいよう正確な文言を使用しています。

- 本文書全体にわたり、「するものとする(**shall**)」、「しなければならない(**must**)」、および「必要がある・要求される(**required**)」という語句は、目標が金融機関の短期要件に適合するにあたっての必須事項を示すために使用されています。
- 「すべきである(**should**)」、「奨励される(**is encouraged**)」、および「推奨される(**is recommended**)」という語句は、推奨事項を示すために使用されますが、必須ではありません。
- 「ことができる(**may**)」という語句は、許可される、あるいは容認される選択肢を示すために使用されます。

数字の前の「**C**」は要件を、数字の前の「**R**」は推奨事項を示します。

更新された要件の発効日

金融機関短期要件バージョン2.0は、2024年11月30日より有効となります。2024年11月30日以前にSBTiが受理したすべての提出書類は、金融機関短期要件バージョン1.1または2.0に照らして評価することができます。

1. GHG排出量と目標のバウンダリ(範囲)

組織のバウンダリ

FI-C1 – 組織のバウンダリ: 親会社は、以下に示すバウンダリ要件に従って、すべての子会社の排出量を目標提出書類に含めなければなりません。金融機関は、子会社レベルではなく、親会社またはグループレベルでのみ目標を提出することが推奨されます。親会社と子会社の両方が目標を提出する場合、²親会社の目標には、選択されたインベントリ連結アプローチを考慮し、子会社が親会社の排出バウンダリに含まれる場合、子会社の排出量も含めなければなりません。³子会社が法人である場合は、子会社レベルで目標を提出することができます。グループ内の複数の子会社が目標を提出することは可能ですが、その際は別々に提出しなければならず、その目標文言には特定の目標設定組織体が明示されていなければなりません。

FI-R1 – 組織バウンダリを設定する: SBTiは、GHGPで定義される金融機関の組織バウンダリと、金融機関の財務算定報告手続きで使用される組織バウンダリとが一致するよう強く推奨します。金融機関は、毎年同じ組織バウンダリを使用することが推奨されます。

GHG/スコープ/排出量のカバー率

FI-C2 – 温室効果ガス(GHG): スコープ1と2の目標は、GHGP企業基準で要求される7つのGHGの該当する排出量すべてをカバーしなければなりません。⁴スコープ3、カテゴリ1~14の任意目標が設定されている場合、該当するすべてのGHGもカバーするものとします。可能であれば、金融機関のスコープ3のポートフォリオ目標について、該当するすべてのGHGをカバーすることが推奨されます。スコープ3のポートフォリオ目標について、金融機関がすべてのGHGをカバーできない場合、特に指定がない限り、最低限、二酸化炭素(CO₂)の排出量はカバーするものとします。

FI-C3 – スコープ: 金融機関は、GHGP企業基準で定義された、機関全体のスコープ1とスコープ2の排出量、およびFI-C14とFI-C15で定義されたスコープ3の投融資活動をカバーするという目標を設定しなければなりません。金融機関は、FI-R2で規定されるスコープ3の残りの排出カテゴリについて目標を設定することができます。

FI-C4 – スコープ1および2適用除外: 金融機関は、スコープ1とスコープ2を合わせた総排出量の5%以上を、GHGインベントリのバウンダリまたは目標バウンダリのいずれからも除外してはなりません。⁵スコープ3の目標バウンダリ要件は、FI-C14、FI-C15、およびFI-R2に記載されています。

FI-R2 – スコープ3、カテゴリ1~14の排出量の測定と目標の設定: SBTiは金融機関に対し、GHGP企業バリューチェーン(スコープ3)算定報告基準で定義されるスコープ3、カテゴリ1~14の排出量を測定し、これに関する目標を設定することを推奨しますが、必須ではありません。スコープ3、カテゴリ1~14の目標を提出して認定を受ける場合、金融機関は、GHGPスコープ3基準に準拠し、スコープ3の各カテゴリの最小バウンダリに従った完全な排出インベントリを含めなけれ

² 金融機関のブランド、ライセンス、および/または特定の地域もしくは事業部門(銀行の資産運用事業を除く)は、親会社が選択した連結アプローチから外れない限り、別個の目標として認められません。

³ 例えば、グループレベルで目標を提出する資産運用事業の資産運用会社は、グループ所有の資産運用会社が所有または管理するすべての資産を提出書類に含めなければなりません。しかしSBTiは、銀行が資産運用事業をスコープ1、2、および3の目標バウンダリに含めることを強く推奨していますが、このバージョンの要件では、資産運用事業は現在のところ例外として任意となっています。金融機関がそのような除外を行う場合、目標文言で除外を明確に開示するものとします(表3参照)。

⁴ 7つのGHGとは、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、亜酸化窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF₆)、三フッ化窒素(NF₃)です。

⁵ インベントリのバウンダリから5%を除外し、その上で目標バウンダリからさらに5%を除外してはならないということです。金融機関のスコープ1または2の排出量が重要でないのみなされる場合(すなわち、スコープ1と2を合わせた総排出量の5%未満)、金融機関は、スコープ1と2の総排出量の95%以上をカバーするスコープ(スコープ1またはスコープ2のいずれか)のみにSBTを設定することができます。金融機関は、GHGPの完全性の原則に従い、またFI-C21 – 必須目標再計算に従い、両スコープについて報告を続け、必要に応じて目標を調整しなければなりません。

ばなりません。このカテゴリの任意目標は、SBTiが承認する企業に向けた最新のSBTi要件のスコープ3要件も満たさなければなりません。詳細は以下の通りです。

- 金融機関は、スコープ3、カテゴリ1～14のGHGインベントリ全体から、排出量の5%以上を除外してはいけません。⁶
- 短期排出削減目標は、正式な認定のためにSBTiに提出された日から最低5年間、最高10年間をカバーしなければなりません。
- 金融機関は、正式な認定のために目標がSBTiに提出された日から最高5年以内に、サプライヤーまたは顧客エンゲージメント目標を達成しなければなりません。

SBTiは、金融機関がスコープ3、カテゴリ1～14の目標を、スコープ1および2の目標とは別に設定することを推奨しています。SBTiが個々の目標コンポーネントの野心を審査し、それぞれが該当する野心要件を満たしていることを確認できる場合、スコープを組み合わせられた目標(1+2、1+2+3など)が認められます。

⁶ SBTiは、排出量が「無視できる」程度とみなされる場合であっても、報告しない理由にはならないとしています。特定の活動や業務からの排出量が無視できる程度とみなされる場合でも、そうした排出量を定量化し、報告する金融機関のGHGインベントリに報告しなければなりません。除外分も定量化した上で報告しなければならないため、これは、報告する金融機関が除外を選択するか否かには関係ありません。

2. 方法と排出量算定に関する要求事項

方法の有効性

FI-C5 – 方法の有効性: 金融機関は、6ヶ月の移行期間を経て、SBTiが承認した方法とツールの最新版を用いて目標をモデリングしなければなりません。この移行期間中、金融機関は、改訂された方法または該当するセクター別ツールが発表されてから6ヶ月以内であれば、旧バージョンのツールまたは方法を用いてモデル化された目標をSBTiに提出し、正式な検証を受けることができます。金融機関は、SBTiセクターの関連ウェブページで最新情報を確認する必要があります。

排出量算定要件

FI-C6 – スコープ2算定アプローチ: 金融機関は、基準年の排出量を計算し、科学に基づく目標(SBT)に対する実績を追跡するために、GHGPスコープ2ガイダンスに従って、ロケーションベースのアプローチを用いているか、マーケットベースのアプローチを用いているかについて開示するものとします。SBTiは金融機関に対し、両方のアプローチを用いてスコープ2排出量を測定し、報告することを奨励しています。しかし金融機関は、SBTを設定し、その進捗を追跡するために、単一の貫したアプローチを使用しなければなりません。再生可能電力の調達目標を設定する金融機関はマーケットベースの算定を選択し、SBTの設定およびその進捗の追跡のためのメカニズムとしなければなりません。

FI-C7 – バイオエネルギー算定: 金融機関は、バイオエネルギーの燃焼、加工、流通段階からのCO₂排出量と、バイオエネルギー供給原料に関連する土地利用の排出量と除去量を、GHGインベントリとともに報告するものとします。⁷さらに、科学に基づく目標(スコープ1、2、および/または3のいずれか該当するもの)を設定する際や、目標達成に向けた進捗を報告する際に、これらの排出量を目標バウンダリに含めるものとします。⁸

土地関連排出量の算定には、直接的な土地利用変化(LUC)からのCO₂排出量と、土地利用管理からの亜酸化窒素(N₂O)およびメタン(CH₄)の排出量を含む非LUC排出量を含めるものとします。間接的LUCに関連する排出量を含めるかどうかは任意とします。

金融機関は、FI-C7への準拠を維持するために、バイオエネルギー算定に関する追加的なGHGPガイダンスが公表された場合は、これを遵守することが期待されます。

FI-C8 – カーボンクレジット: 金融機関は、カーボンクレジットの使用を、科学に基づく目標の進捗に向けた排出削減としてカウントしてはいけません。金融機関は、カーボンクレジットを、科学に基づく排出削減目標以外の追加的な気候緩和に向けた資金調達の選択肢としてのみ考慮することができます。

FI-C9 – 削減貢献量: 削減貢献量は、金融機関のインベントリとは別の算定システムに該当し、科学に基づく排出削減目標には算入されません。

FI-R3 – 森林・土地・農業(FLAG)排出量: SBTiは、FLAG関連の排出量がスコープ全体の排出量の20%以上を占める企業に融資する金融機関に対し、それらの企業に関するポートフォリオカ

⁷ 金融機関は目標策定において、あるいはSBTの進捗として、生物起源の除去量に起因する負の排出量を算定してはなりません。さらに、SBTiは、バイオエネルギー供給原料の生産に直接関連しない除去量を、SBTの進捗として、あるいは金融機関のGHGインベントリにおける正味排出量としてはカウントしません。

⁸ バリューチェーンの範囲内でバイオエネルギーを使用/生産している、または所有している金融機関、あるいは、目標期間にわたって脱炭素化の手段としてバイオエネルギーを算定する意向のある金融機関は、目標文言にバイオエネルギーに関する以下の脚注を含めなければならぬことに留意してください:「目標バウンダリには、バイオエネルギー供給原料からの土地関連排出量と除去量が含まれる。」

バー目標を設定することを推奨しています。こうした企業は、FLAG関連の排出量(生物起源の土地からのCO₂の総排出量と除去量)を算定するために、FLAG目標を別途設定する必要があります。FLAG目標には、直接的なLUCと土地管理(生物起源CO₂、N₂O、CH₄)からのすべての排出量が含まれます。

企業は、FLAGの基準年排出量(二酸化炭素換算トン:tCO₂e)を、近日中に発表されるGHGP土地セクターと除去ガイダンスに沿って算定するものとします。[SBTi FLAG目標設定ガイダンス](#)および[FLAG目標設定方法補遺](#)もご利用になれます。⁹

FI-R4 – バイオ燃料認証およびバイオエネルギーデータ報告: SBTiは、輸送用のバイオ燃料を使用または生産している金融機関に対し、バイオエネルギーGHG算定を公認のバイオ燃料認証で裏付け、土地関連の排出量と除去量のデータが該当するバイオ燃料供給原料についての生産についてであるとして開示することを推奨しています。

SBTiは、企業がバイオエネルギーからの直接的な生物起源のCO₂排出量と除去量を別々に報告することを推奨しています。企業は、バイオエネルギーに関連するCO₂の排出量と除去量を、最低限、FI-C7に従って正味排出量として報告しなければなりません。SBTiは、バイオエネルギー供給原料からのグロス排出量とグロス除去量も報告するよう奨励しています。

3. スコープ1および2の目標

⁹ SBTiは、FLAGの方法を採用していくために、セクター開発プロジェクトである[SBTi森林・土地・農業プロジェクト](#)(以下「SBTi FLAG」)を管理しています。この取り組みでは、食品、農業、森林セクターが、森林減少や、場合によってはその他の土地に関連する影響も含めて科学に基づく目標を設定できるよう、方法とガイダンスの開発に重点を置いています。この取り組みと並行して、世界資源研究所(WRI)と持続可能な開発のための世界経済人会議(WBCSD)が中心となり、企業が年次インベントリにおいてGHGの排出量と除去量をどのように算定すべきかについて、3つの新しいGHGP基準の開発を進めています。この3つの基準は、炭素の除去量と隔離、土地セクターの排出量と除去量、バイオエネルギーを対象とします。この取り組みの詳細と参加方法については、[こちらを参照](#)してください。FLAGプロジェクトと新しいGHGP基準は、農林業やその他の土地利用に関連する排出量について、企業の目標設定、算定、報告に必要なインフラを提供する補完的なワークストリームです。

時間枠

FI-C10 – 基準年と目標年: スコープ1および2の目標は、正式な認定を受けるためにSBTiに提出された日から最低5年間、最高10年間をカバーしなければなりません。¹⁰ 基準年の選択は、金融機関の活動を代表するものでなければならず、2015年より前であってはなりません。スコープ1とスコープ2の目標は、同じ基準年を使用しなければなりません。¹¹

FI-C11 – これまでの進捗: SBTiに提出された日までに、既に達成されている目標は認められません。SBTiは、目標がイニシアチブに提出された年、または直近年¹²を用いて、将来的な野心を評価します。金融機関は、直近年のGHGインベントリ(提出年の2年前より前のものであってはならない)を含む、関連するすべてのGHGインベントリデータを提出しなければなりません。¹³

FI-R5 – 基準年: SBTiは、基準年として直近年を選択することを推奨しています。

FI-R6 – 長期目標: 提出日から10年以上にわたる目標は、長期目標とみなされます。SBTiは、金融機関に関する長期目標の認定はSBTi金融機関ネットゼロ基準が発表された時点で、それに従ってのみ行います。

FI-R7 – 一貫性: SBTiは、スコープ1、2、および3のすべての短期目標に同じ基準年を使用することを金融機関に推奨しています。

野心

FI-C12 – 野心のレベル: 最低でも、スコープ1とスコープ2の総量排出削減目標は、世界の気温上昇を産業革命前と比較して1.5度(°C)までに抑えるために必要な脱炭素化のレベルと一致したのものになります。目標期間の野心レベル(基準年から目標年まで)と、将来的な野心レベル(直近年から目標年まで)の両方が、この野心要件を満たさなければなりません。¹⁴ スコープ1およびスコープ2の排出量の原単位目標は、企業の事業活動に適用可能な、承認済みの1.5°Cセクターの経路を用いてモデル化された場合にのみ対象となります(例えば、発電セクター脱炭素化アプローチの経路を用いたスコープ2の目標)。

FI-R8 – アプローチの選択: SBTiは、最も早く削減でき、かつ最小の累積排出量につながる最も野心的な脱炭素シナリオを使用することを推奨しています。

4. スコープ2

FI-C13 – 再生可能電力調達目標: 1.5°Cシナリオに合致する割合で再生可能電力を積極的に調

¹⁰ 2024年の上半期に正式な認定を受けるために提出された目標については、有効な目標年は2028年から2033年までとなります。2024年の下半期に提出された目標については、有効な目標年は2029年から2034年の間となります。

¹¹ スコープ3の目標は、スコープ1とスコープ2の目標と同じ基準年を使用することが推奨されますが、必須ではありません。

¹² スコープ1とスコープ2の排出量に使用する直近年は、同じ年でなければなりません。スコープ3の排出量に使用する直近年は、スコープ1およびスコープ2と同じ年とすることが推奨されます。

¹³ 2024年に正式な認定のために提出される目標については、最新のインベントリは2022年以降のものでなければなりません(すなわち、許容される直近年は2022年と2023年となります)。

¹⁴ 例えば、セクター横断的な総量削減法を用いると、スコープ1と2の短期目標の最低野心は、基準年と目標年の間の年間4.2%の直線削減に、2020年より後の基準年の調整を加えたものとなります。また、基準年を直近年よりも前に設定している企業については、スコープ1および/またはスコープ2の目標も、十分な将来を見据えた野心あるものでなければなりません。

達する目標は、スコープ2の排出削減目標の代替として受取することができます。SBTiは、再生可能電力調達について、[RE100](#)イニシアチブの推奨事項に沿って、このアプローチの閾値（総電力使用量に占める再生可能電力の割合）として、2025年までに80%、2030年までに100%と決めました。再生可能電力を積極的に調達するための選択肢については、GHGPスコープ2ガイドランスのRE100技術要件とスコープ2品質要件を参照してください。

すでにこれらの閾値の、またはそれ以上の電力を調達している金融機関は、本要件に適合するには再生可能電力の使用シェアを維持または増加するものとします。スコープ1の排出量がゼロで、スコープ2の排出量を再生可能電力の調達目標でカバーする金融機関は、スコープ1の排出量についてゼロを維持する目標も設定するものとします。

FI-R9 – 購入した熱と蒸気: セクター別脱炭素アプローチを用いて目標をモデル化する際、金融機関は、購入した熱と蒸気に関連する排出量を、直接排出量（すなわちスコープ1）の一部とみなしてモデル化することを推奨します。

FI-R10 – 目標のモデル化における効率性の考慮: 金融機関が、特定のセクターまたは市場の効率性向上をまだ組み込んでいない方法を使用していて、かつ電力セクターに想定される脱炭素化が1.5°Cシナリオに基づいている場合、これらの要因を、電力関連のスコープ2目標をモデル化する際に考慮することを推奨します。

5. スコープ3ポートフォリオ目標設定に関する要求事項

FI-C14 – 投融資活動に関する目標設定の要求事項:すべての金融機関は、FI-C15で要求されている通り、定量化されたスコープ3のポートフォリオ排出量が当該金融機関のスコープ1、2、3の総排出量に占めるシェアに関わらず、投融資活動に関する目標を設定するものとします。金融機関は、表1に定義されているように、アセットクラスごとに、適用可能な目標設定方法から選択することができます。

FI-C15 – ポートフォリオ目標バウンダリ:金融機関は、図A-1、表1および以下の規定に従って、ポートフォリオ内の関連する活動について、1つまたは複数の短期目標を設定することが求められます。¹⁵

- **関連活動:**金融機関は、金融に係る排出量(ファイナンスドエミッション)¹⁶、または適切な金融資産指標(融資額、投資額および/または運用資産など)のいずれかに基づき、関連する活動を決定するものとします。選択したアプローチは、67%の最低カバー率要件¹⁷を決定する際、および5%の重要性除外を審査する際に、一貫して適用されなければなりません。
- **最低カバー率:**金融機関は、目標を総合したときに、ポートフォリオ目標バウンダリ(PTB)の少なくとも67%をカバーするようにしなければなりません。

最低カバー率の算定にあたっては、分母に以下を含めるものとします。

- 表1のすべての「必須活動」。
- 表1のすべての「任意活動」、ただし以下の項目を除く。
 - 資産/投資/資産管理(AIWM)および消費者ローンアセットクラスのうち、「必須活動」および「任意活動」全体の40%未満を占める「任意活動」は、PTB分母から除外することができます。

最低カバー率を算定するため、分子には、目標がカバーするすべての「必須活動」および/または「任意活動」を含めるものとします。金融機関は、表1に定める利用可能な方法のいずれかを用いて目標を設定することができます。

- **必須活動:**金融機関は、その目標が、5%未満の重要性の除外オプションの対象以外の全ての「必須活動」をカバーしていることを確認しなければなりません。
- **非重要活動の除外:**金融機関は、「必須活動」に分類される特定のサブアセットクラスを目標から除外することができますが、そのサブアセットクラスがポートフォリオ目標バウンダリの5%以下である場合に限りです。除外は、サブアセットクラス全体に一律に適用されなければならない、化石燃料に関連する活動を除外することはできません。
- **資産/投資/資産管理:** AIWMアセットクラスは、金融機関が第三者のために投資ファンド

¹⁵ SBTiは、銀行(すなわち、銀行免許を持ち、収益の大半を銀行業務が占める金融機関)に対し、スコープ1、2、および3の目標バウンダリで資産運用業務をカバーすることを強く推奨していますが、現在これは任意であり、このバージョンの要件では例外としてポートフォリオ目標設定バウンダリのカバー率要件から除外することができます。金融機関がそのような除外を行う場合、目標文言で除外を明確に開示しなければなりません(表3参照)。特定の活動に適用される最低カバー率要件について、そのセクター/市場の仕様を含め、あいまいな点がある場合には、より厳しい要件が優先されます。

¹⁶ 金融に係る排出量(ファイナンスド・エミッション)を利用する場合、表1の「必須活動」と「任意活動」のすべてについて、少なくとも自動車セクターと化石燃料セクターにおける活動のスコープ1+2+3排出量と、それ以外のすべてのセクターにおける活動のスコープ1+2排出量を含む、完全なインベントリを開示しなければなりません。しかしSBTiは、金融機関がすべてのセクターの活動のスコープ1+2+3の排出量を含めることを強く推奨しています。データの質は時間の経過とともに改善されるものと思われることから、推定排出量は認められます。SBTiは、排出量の測定に使用された方法についてすべてを網羅しつつ透明性をもって開示するよう求め、かつ、データの質を開示するよう推奨しています。SBTiは、ポートフォリオ全体または資産レベルの金融に係る排出量を測定するための自由に利用できるアプローチとして、炭素算定金融パートナーシップによる金融業界のためのグローバルGHG算定報告基準を特定しています。目標設定を容易にするための金融に係る排出量測定に関する詳細は、金融セクター短期SBT説明文書を参照してください。

¹⁷ この要求事項は、法人向け融資のアセットクラスの最低カバー率要件である67%とは別のものです。

を運用している場合に適用されます。金融機関が所有し、第三者の資産運用会社が管理している資産は、AIWMではなく金融機関の自己投資とみなされます。目標認定のために、金融機関は、自らが関与する資産運用業務の種類を定め、開示しなければならず、かつ、以下のカテゴリに沿ったものでなければなりません。

- 一任契約は、金融機関が第三者から事前の承認を求めることなく投資判断(ファンド、インデックス、証券の選択など)を行う裁量を与えられている場合に適用されます。
- 助言契約は、金融機関が第三者の指示または承認に従って、勧告及び投資を行う場合に適用されます。
 - これには、金融機関が第三者のためにファンドを選択するものの、その後は投資決定(ファンド、インデックス、証券の選択など)について一切コントロールできない場合が含まれます。
- 執行限定契約は、金融機関が投資指示を執行するのみで、投資決定に対するコントロールを持たない状況に適用されます。

表1: 金融機関のポートフォリオ目標設定における必要カバー率

凡例

必須活動	
任意活動	
範囲外	

アセットクラス ^a	サブアセットクラス	セクター／市場仕様	最低カバー率要件	適用方法 ^b
資産／投資／資産管理(AIWM) ^c	一任契約	原資産は必須活動	各アセットクラスを参照	
		原資産は任意活動	任意	各アセットクラスを参照
		原資産は範囲外	該当なし	該当なし
	助言契約	原資産は必須活動または任意活動	任意	各アセットクラスを参照
		原資産は範囲外	該当なし	該当なし
	執行限定契約(ブローカーサービス)	原資産は必須活動、任意活動、または範囲外	該当なし	該当なし
	預かり資産(カストディサービス)	原資産は必須活動、任意活動、または範囲外	該当なし	該当なし
消費者ローン	住宅ローン		任意	SDA
	自動車ローン		該当なし	該当なし

	その他の消費者ローン		該当なし	該当なし
プロジェクトファイナンス	発電プロジェクトファイナンス(直接および/またはファンド経由)		基準年の活動量(MWh)の100%	SDA
	化石燃料プロジェクトファイナンス(直接および/またはファンド経由)		基準年の金融に係る排出量の100%	SDA/FFF ^d
	不動産プロジェクトファイナンス(直接および/またはファンド経由)		任意	SDA ^e
	その他のプロジェクトファイナンス(インフラプロジェクト/資産など)		該当なし	該当なし
法人向け融資 ^f	長期(1年以上)法人向け ^g 融資	発電(上場および非上場企業)	基準年の活動量(MWh)または金融に係る排出量の100%	SDA/PC/TR
		化石燃料(上場および非上場企業)	基準年の融資額または金融に係る排出量の100%	SDA/PC/TR/FFF ^d
		その他すべてのセクター(上場企業)	PCおよび/またはTR目標の100%目標バウンダリ内およびSDA、PC、TRの全目標において、基準年の融資額または金融に係る排出量の67%(必須および任意の法人向け融資と商業不動産資産融資の組み合わせにより算定) ^h	SDA/PC/TR
		その他すべてのセクター(民間企業)	任意	SDA/PC/TR
	短期法人向け ^g 融資(信用枠、日中当座貸越枠、当座貸越枠など1年以内)	化石燃料(上場および非上場企業)	基準年の融資額または金融に係る排出量の100%	SDA/PC/TR/FFF ^d
		発電およびその他すべてのセクター(上場および非上場企業)	任意	SDA/PC/TR
	長・短期の中小企業(SME) ⁱ 向け融資	化石燃料(上場および非上場企業)	基準年の融資額または金融に係る排出量の100%	SDA/PC/TR/FFF ^d
		SBTiの定義または国/地域の規制の定義による	任意	SDA/PC/TR
	国際機関債、ソブリン債、準ソブリン債(地方債を含む)、政府債、政府関係機関債 ^j		該当なし	該当なし
	普通株式 ^k (投資)	発電・化石燃料(上場および非上場企業)	100%	SDA/PC/TR/FFF ^d
その他すべてのセクター(上場企業)		100%	SDA/PC/TR	

	および共同投資)	その他すべてのセクター(民間企業)	SBTi未公開株式ガイドランスによる	SDA/PC/TR
	ファンド経由(上場投資信託、投資信託、ヘッジファンド、その他の集団投資スキームなどの資産への投資)	発電・化石燃料(上場および非上場企業)	100%	SDA/PC/TR/FFF ^d
		その他すべてのセクター(上場企業)	100%	SDA/PC/TR
		その他すべてのセクター(民間企業)	任意	SDA/PC/TR
		不透明な戦略を伴う ^m	該当なし	該当なし
	ファンドオブファンズ経由(ファンドに投資するファンド)		任意	SDA/PC/TR
債券 ^{k,n} (投資)	法人 ^o および中小企業 ^l 債券ならびに民間債(直接保有および共同投資)	発電・化石燃料(上場および非上場企業)	100%	SDA/PC/TR/FFF ^d
		その他すべてのセクター(上場企業)	100%	SDA/PC/TR
		その他すべてのセクター(民間企業)	任意	SDA/PC/TR
	ファンド経由(上場投資信託、投資信託、ヘッジファンド、その他の集団投資スキームなどの資産への投資)	発電・化石燃料(上場および非上場企業)	100%	SDA/PC/TR/FFF ^d
		その他すべてのセクター(上場企業)	100%	SDA/PC/TR
		その他すべてのセクター(民間企業)	任意	SDA/PC/TR
		不透明な戦略を伴う ^m	該当なし	該当なし
	ファンドオブファンズ経由(ファンドに投資するファンド)		任意	SDA/PC/TR
	資産担保証券、モーゲージ担保証券、カバードボンド(担保つき債券)を含む証券化債券(直接保有またはファンド経由)		任意(不動産資産など、原資産に対応する方法がある場合)または範囲外	SDA
	国際機関債、ソブリン債、準ソブリン債(地方債を含む)、政府債、政府関係機関債(直接保有またはファンド経由) ^j		該当なし	該当なし
不動産 ^o	消費者ローン:住宅ローン		任意	SDA
	不動産プロジェクトファイナンス(建設)		任意	SDA ^e
	不動産会社向け一般目的融資		法人向け融資のアセットクラスを参照	
	長期(1年以上)の商業不動産資産融資(住宅およびサービスビル) ^p		基準年の活動量(m ²)または金融に係る排出量の67%	SDA
	短期(1年以内)の商業不動産資産融資 ^p		任意	SDA
	不動産資産への直接投資(自己使用または投資目的で、スコープ1+2および/またはスコープ3のカテゴリ1~14の		基準年の活動量(m ²)または金融に係る排出量の67%	SDA

	目標でまだカバーされていない場合)			
	普通株式および債券(不動産会社への投資)	各アセットクラスを参照		
	不動産ファンド(上場および私募)への投資	REITおよび不動産会社(上場)	100%	SDA/PC/TR
		不動産資産	基準年の活動量(m ²)または金融に係る排出量の67%	SDA
	REITおよび不動産会社(私募)	任意	SDA/PC/TR	
その他 ^q	現金および現金同等物 ^r	該当なし	該当なし	
	デリバティブ	該当なし	該当なし	
	債券および持株証券の引受、助言サービス(M&Aなど)	該当なし	該当なし	
	商品取引	該当なし	該当なし	
	保険引受、再保険、信用保証	該当なし	該当なし	

注:

^a アセットファイナンスは、スコープ3のカテゴリ1~14の排出量に該当します。これとは別に、イスラム金融は、表1に記載されているアセットクラスのうち、算定の性質が最も近いもの(例えば、債券としてのスクーク)に分類されるものとします。

^b SDA = SBTiセクター別脱炭素化アプローチまたはセクター別ガイダンス、PC = SBTポートフォリオカバー率、TR = 気温上昇スコア、FFF = SBTi化石燃料ファイナンス目標。

^c SBTiは、銀行(すなわち、銀行免許を持ち、収益の大半を銀行業務が占める金融機関)に対し、スコープ1、2、および3の目標バウンダリで資産運用業務をカバーすることを強く推奨していますが、現在これは任意であり、このバージョンの要件では例外としてポートフォリオ目標設定バウンダリのカバー率要件から除外することができます。金融機関がそのような除外を行う場合、目標文言で除外を明確に開示しなければなりません(表3参照)。資産運用業務を実際にカバーする金融機関の最低カバー率要件については、ある金融機関が、一任契約(必須)および助言契約(任意)下で資産を運用・管理しており、そのすべてがポートフォリオ目標バウンダリに該当し、それぞれ社債(必須)、民間債(任意)、ソブリン債(対象外)に投資している場合、一任契約下で運用されている社債のみを目標でカバーする必要があり、一任契約および助言契約下で運用されている民間債と助言契約下で運用されている社債は任意となります(ただし、ポートフォリオ目標バウンダリの67%のカバー率要件の対象となります)。一方、社債、民間債、ソブリン債のいずれに投資しているにかかわらず、執行限定契約下の資産はすべて範囲外となります。

^d 化石燃料セクターについて、表1に示すカバー率要件に従って目標を設定することが求められる金融機関は、表1に規定される利用可能な方法のいずれかを用いて当該目標を設定するか、またはFI-C17.4に記載される要求事項を用いることができます。SDA法は、SBTi石油・ガスセクターガイダンスの発表と同時に利用可能となる予定です。

^e エンボディードカーボン排出目標については、近日中に発表される[建築物セクターガイダンス](#)を参照してください。

^f 金融機関は、貸出残高、ローンコミットメント額またはデフォルト時エクスポージャーのいずれかを、法人向け融資の金融に係る排出量算定に用いる帰属係数の分子として選択することができます。しかしながら、金融機関は目標期間中、これを一貫して適用しなければなりません(すなわち、切り替えることはできません)。

^g 表1の目的において、「企業・法人(corporate)」には金融機関が含まれます。例えば、社債(corporate bonds)には金融機関が発行する債券も含まれます。

^h 例えば、ある金融機関が、法人向け融資に関するSBTポートフォリオカバー率を50%にする目標を設定すると決定した場合、データ(この場合、借入人がSBTi認定済み目標を持っているか持っていないか)は問題ではないため、67%の借入人の半分がSBTi認定済み目標を持つのではなく、全ての借入人全体の半分がSBTi認定済み目標を持つことを目標としなければなりません。SDA目標のほか、PCおよび/またはTR目標も法人向け融資について設定されている場合、PCおよび/またはTR目標は、その目標バウンダリ内で100%のカバー率を有しなければならず、SDA、PCおよび/またはTR目標のすべてを合わせて、67%の最低カバー率要件を満たさなければなりません。例えば、ある金融機関の融資総額が25ドルで、「その他すべてのセクター」に対する法人向け融資10ドルの50%をSDA目標でカバーし、中小企業向け融資15ドルの100%をPC目標でカバーした場合、その金融機関は67%の最低カバー率要件 $(((50\% \times 10\text{ドル}) + (100\% \times 15\text{ドル})) \div (10\text{ドル} + 15\text{ドル})) = 80\%$ を満たしているとみなすことができます。目標カバー率の算定に金融に係る排出量を使用する場合、自動車・化石燃料セクターはポートフォリオ企業のスコープ1+2+3排出量を算定に含めるものとし、その他のセクターはポートフォリオ企業のスコープ1+2排出量を算定に含めるものとします。しかし、SBTiは金融機関に対し、最低限カバー率要件を超えるよう、ポートフォリオ企業のスコープ1+2+3排出量をすべてのセクターに含めることを強く推奨しています。

ⁱ 中小企業(SME)の定義は地域によって異なる可能性があるため、金融機関はSBTiの定義または該当する国もしくは地域の規制の定義のいずれかを用いて、表1の適用カバー率要件を決定するものとします。目標認定において企業は、金融機関の短期要件バージョン2.0

SBTiの中小企業の定義に合致するのであれば簡素化された認定ルートを経て目標を設定することができ、また標準的な認定ルートを経て目標を設定することもできます。中小企業について、SBTiの定義と目標設定オプションの詳細については、[中小企業の目標設定ルートに関するFAQ](#)をご覧ください。

^j SBTiは現在、都市、地方自治体、公的機関、教育機関、非営利団体の目標を認定していません。しかし、政府の所有権があるからといって、必ずしもその組織体が公的機関であるとは限りません。組織体の第一目的が(営利目的ではなく)公共のニーズと利益を満たすことである場合は、その組織体は公的機関とみなすべきです。組織体が商業市場で事業を営んでいるか、商業的志向を持ち、サービスを提供しながら利益を生み出すことを目指しているのであれば、目標認定の対象として考慮すべきです。

^k 株式投資および債券投資のカバー率要件は、銀行勘定のすべての証券に適用されますが、トレーディング勘定の証券は任意であり、すでに売却された資産は範囲外となります。

^l すべての金融機関は、SBTi[未公開株式セクターの科学に基づく目標設定ガイダンス](#)に規定される要求事項に基づき、未公開株式投資をカバーするものとします。なお、現在、未公開株式投資において目標が義務付けられているのは、特に金融機関がポートフォリオ企業の取締役会の役員を務めている場合などに限られます。

^m この任意性は、原資産の開示が投資戦略を否定する場合(一部のヘッジファンドなど)に限定されます。

ⁿ 債券投資には転換社債およびその他のハイブリッド商品が含まれます。

^o 運用時に発生する排出量のない不動産資産は範囲外です。

^p 商業不動産資産融資とは、消費者向けではない不動産資産(住宅やサービスビルなど)の購入、借り換え、維持、運用を目的としたすべての融資を指します。不動産投資信託(REIT)または不動産会社に対する一般目的融資は、法人向け融資の「その他すべてのセクター」に含めることができます。

^q 排出量の算定と目標設定方法は、範囲外の活動がスコープに入る前に必要となります。SBTi金融機関ネットゼロ基準の下で、新たなアセットクラスを追加する可能性が検討される場合があります。

^r 現金同等物には、コマーシャルペーパー、譲渡性預金、定期預金、銀行引受証、短期現先取引などが含まれる場合があります。

出典:2024年の執筆者

FI-C16 – 基準年とこれまでの進捗: 基準年の選択は、金融機関の活動を代表するものでなければならず、2015年より前であってはなりません。SBTiに提出された日までに、既に達成されている目標は認められません。SBTiは、目標が提出された年(または直近のデータ)を用いて、将来的な野心を評価します。直近のデータは、提出年の2年前より前のものであってはなりません。

FI-C17.1 – セクター別脱炭素化アプローチ目標: ¹⁸SDAを用いた金融機関の目標は、以下の条件を満たす場合に容認できるとみなされます。

- **バウンダリ:** 金融機関は、表1に定める通り、不動産資産および発電プロジェクトファイナンスについて、SDA目標を設定するものとします。SDA目標は、SBTiセクター別ガイダンスが利用可能なセクターについては、住宅ローン、法人向け融資、上場・未公開株式および債券など、表1に記載されたその他の活動についても設定することができます。
- **野心:** ポートフォリオSDA目標は、1.5°C経路のセクター別方法論で示される最低野心レベルを満たさなければなりません。あるセクターの1.5°C経路が公開されていない場合、代わりに2°Cを十分に下回る経路を使用することができます。金融機関は、その物理的原単位目標が、関連するSBTiツールで要求される最低目標野心レベルと同等以上の野心レベルである限り、どのような1.5°C整合の気候シナリオでも利用することができます。

基準年にすでに再生可能電力プロジェクト(エネルギー貯蔵やその他の直接関連するエネルギーインフラなどのプロジェクトや資産も含まれる)のみに融資している金融機関は、2030年までこれを続けるという目標を設定することができます。

これとは別に、以下の条件をすべて満たす金融機関は、発電プロジェクトファイナンスのポートフォリオについて、2030年までの排出量原単位維持目標を設定することができます。

¹⁸ セクター別脱炭素化アプローチ(SDA)は、排出原単位の収束を利用した物理的原単位目標の設定方法です。原単位目標は、企業の生産高など特定の事業指標(例えば、生産された製品1トン当たりのCO₂換算メトリックトン)に対する排出削減によって定義されます。SDAの詳細については、金融セクター短期SBT説明文書を参照してください。

- i. 電力セクターに関する1.5°C整合経路における2030年のセクター原単位レベル(100gCO₂e/kWh)以下のポートフォリオ排出量原単位。
- ii. 再生可能またはその他のゼロエミッション電力プロジェクトに少なくとも80%融資。
- iii. 2030年まで基準年のポートフォリオ排出量原単位を維持し、1.5°Cに整合した発電プロジェクトのみに融資することをコミット
 - 電力セクターに関する1.5°Cに整合した融資とは、ゼロエミッション電源からの新規容量および／または当該インフラがオーバーシュートなし、あるいは限定的なオーバーシュートで、温暖化を1.5°Cに抑制することに沿った排出削減計画を有している場合に限り既存容量への追加エクスポージャーに融資する取り組みとして定義されます。

以下の条件を満たす金融機関は、不動産資産の投融資ポートフォリオについて、2030年までの排出量原単位維持目標を設定することができます。

- i. 不動産セクターに関する1.5°C整合経路における2030年のセクター原単位レベル以下のポートフォリオ排出量原単位。(SBTiセクター別ガイダンスに基づく)
- ii. 2030年まで基準年のポートフォリオ排出量原単位を維持し、1.5°Cに整合した不動産資産のみに融資することをコミット。
 - 不動産セクターに関する1.5°Cに整合した融資とは、ゼロカーボン対応(すなわち、地域の格付け制度に基づくエネルギー効率クラスが最高で、再生可能エネルギーを直接使用するか、電力や地域熱など2050年までに完全に脱炭素化されるエネルギー供給を使用する)の新規開発、および／または、オーバーシュートなし、または限定されたオーバーシュートで、温暖化を1.5°Cまでに抑えることに沿った排出削減計画を有する既存開発のみに融資する取り組みと定義されます。

- **時間枠:** ポートフォリオSDA目標は、正式な認定のためにSBTiに提出された日から最低5年間、最高10年間をカバーしなければなりません。¹⁹SBTiは、すべてのSDA目標に同じ基準年を使用し、直近年を基準年として使用することを推奨しています。SBTiは金融機関に対し、SBTi金融機関ネットゼロ基準が発表された時点で、それに従って追加の長期目標を策定するよう奨励しています。
- **借入人および／または投資先の排出量の範囲:** 金融機関は、関連するSBTiセクター別ガイダンスの要求に従い、排出量範囲の目標を設定するものとします。²⁰

FI-C17.2 – SBTポートフォリオカバー率目標: 借入人および／または投資先による科学に基づく排出削減目標の採用を促進するための金融機関の目標は、以下の条件を満たす場合に容認できるとみなされます。

- **バウンダリ:** 金融機関は、表1に定める活動のエンゲージメント目標を設定するものとします。
- **野心:** 金融機関は、2040年までにポートフォリオカバー率が直線的に100%に到達するように、借入人および／または投資先の一部に、SBTiに認定された科学に基づく目標(SBT)を

¹⁹ 例えば、2024年の上半期に正式な検証を受けるために提出された目標については、有効な目標年は2028年から2033年までとなります。2024年の下半期に提出された目標については、有効な目標年は2029年から2034年の間となります。

²⁰ セクター固有のガイダンスと要求事項の一覧は、SBTi要件評価指標に掲載されています。

設定させることを約束するものとします(加重アプローチを使用)。²¹ SBTiが借入人および／または投資先のSBTiを承認したことにより、ポートフォリオカバー率目標が達成したとみなされます。

- **加重アプローチ:** 金融機関は、SBTiファイナンスツール(金融セクター短期SBTi説明文書の付録Dに記載)の加重アプローチのいずれかを、対象期間を通じて一貫して使用するものとします。ポートフォリオカバー率(PC)方法は二値であるため、金融機関は、企業の気温上昇スコア方法の結果(すなわち、計算式のTS)をPC評価の結果に置き換えることができます。例えば、企業がSBTi承認目標を有する場合は1、企業がSBTi承認目標を有しない場合は0となります。つまり金融機関は、気温上昇スコアとポートフォリオカバー率の両方に同じ重み付け方法を用いることができるため、計算式のTSとPCを置き換えるだけでよいということになります。
- **時間枠:** 金融機関のポートフォリオカバー率目標の目標年は、2030年までのいずれかの年、または目標が正式な認定のためにSBTiに提出されて日から最長5年以内でなければなりません。²² 金融機関は第二の、より長期的な100%のポートフォリオカバー率目標を設定することもできますが、これは前述の時間枠を満たすものに追加する場合に限りです。すべてのポートフォリオカバー率目標に同じ基準年を使用するものとし、SBTiは直近年を基準年として選択することを推奨しています。
- **借入人および／または投資先の排出量の範囲:** 金融機関の借入人および／または投資先は、科学に基づく目標を設定するために、目標提出日時点で企業に要求される最新のSBTi要件に従うものとします。例えば、企業の短期目標は、スコープ3の排出量がスコープ1、2、3の排出量合計の40%以上である場合、スコープ3排出量の少なくとも67%をカバーしなければなりません。

FI-C17.3 – ポートフォリオの気温上昇スコア目標: 金融機関が、そのポートフォリオの気温上昇スコアをパリ協定で定められた温度目標に合わせるという目標は、以下の条件を満たす場合に容認できるとみなされます。

- **バウンダリ:** 金融機関は、表1に定める活動のポートフォリオ気温上昇スコア目標を設定するものとします。
- **野心:** 金融機関は、ポートフォリオのスコープ1および2の気温スコアを、少なくとも1.5°Cのシナリオに合わせ、さらにポートフォリオのスコープ1、2および3の気温スコアを、2040年までに少なくとも2°Cを十分に下回るシナリオに合わせるものとします。すべてのスコープにおいて、1.5°Cなどの、より野心的なシナリオと整合するよう強く奨励されます。金融機関は、2040年までに規定の目標に直線的に到達するよう、ポートフォリオの温度スコアを削減することを約束するものとします。²³ 金融機関は、スコープ1と2、およびスコープ1、2、3について個別の目標を設定するものとします。
- **方法:** 金融機関は、SBTiが使用する公表された気温上昇スコア方法に従って、企業固有の

²¹ 例えば、2020年に10%のカバー率から開始する金融機関は、1年につき4.5% $((100\% - 10\%) \div (2040年 - 2020年))$ ずつカバー率を高め、2025年までに少なくとも32.5% $(10\% + [(2025年 - 2020年) \times 4.5\%])$ のカバー率を達成する必要があります。

²² 例えば、2026年の上半期に正式な認定を受けるために提出された目標については、有効な目標年は2030年までとなります。2026年の下半期に提出された目標については、有効な目標年は2031年までとなります。

²³ 例えば、基準年を2021年、目標年を2027年、開始ポートフォリオのスコープ1+2の温度スコアを2.8°C、開始ポートフォリオのスコープ1+2+3の温度スコアを3.0°C、スコープ1+2およびスコープ1+2+3の両方の温度整合目標を1.5°Cとして気温上昇スコア目標を設定する金融機関は、2027年までに、少なくともポートフォリオのスコープ1+2の温度スコア $[2.8^\circ\text{C} - (2.8^\circ\text{C} - 1.5^\circ\text{C}) \div (2040年 - 2021年) \times (2027年 - 2021年)]$ を2.38°C以下、ポートフォリオのスコープ1+2+3の温度スコア $[3.0^\circ\text{C} - (3.0^\circ\text{C} - 1.5^\circ\text{C}) \div (2040年 - 2021年) \times (2027年 - 2021年)]$ を2.52°C以下にする必要があります。

温度スコアおよびポートフォリオの温度整合レベルを算定するものとします。温度スコアは、SBTiオープンソースツール、またはこの方法に従って作成された第三者の他の温度スコアを用いて算定することができます。²⁴

- **データの一貫性**: 金融機関は、対象期間を通じて一貫して同じ温度スコアの情報源を使用するものとします。対象期間中に温度スコアの情報源が変更された場合は、再度ベースラインを設定するものとします。
- **加重アプローチ**: 金融機関は、SBTiファイナンスツール(金融セクター短期SBT説明文書の付録Dに記載)の加重アプローチのいずれかを、対象期間を通じて一貫して使用するものとします。
- **時間枠**: 金融機関のポートフォリオ気温上昇スコア目標の目標年は、2030年までのいずれかの年、または正式な認定のためにSBTiに目標が提出された日から最高5年以内でなければなりません。²⁵すべての気温上昇スコア目標に同じ基準年を使用するものとし、SBTiは直近年を基準年として選択することを推奨しています。SBTiは金融機関に対し、SBTi金融機関ネットゼロ基準が発表された時点で、それに従って長期目標を策定するよう奨励しています。
- **借入人および/または投資先の排出量の範囲**: 温度スコアは、金融機関の借入人および/または投資先のスコープ1、2、およびスコープ1、2、3の排出量について算定され、その両方に関して、金融機関は別個の目標を設定しなければなりません。ポートフォリオ企業の温度スコアが入手できない場合は、ポートフォリオ企業の親会社の温度スコアを使用することができます。

FI-C17.4 – 化石燃料の金融目標: 化石燃料セクターについて目標の設定を求められる金融機関は、表1に定める利用可能な方法のいずれかを使用して当該目標を設定するか、またはこのセクションに記載される要求事項を用いることができます。

²⁴ 目標の検証を目的として、金融機関は目標を提出して正式な認定を受ける際、以下の情報を提出しなければなりません。(1) 使用したデータ提供者とツール([提供者名]のデータを使用したSBTiツールや[提供者名]の温度スコアなど)、および公表されている気温上昇スコアの方法をスコア提供者が適用したことを記載した公的文書へのリンク、(2) 使用した、公表されている気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の1.5°Cシナリオデータ、(3) ポートフォリオレベルの気温上昇スコアを生成するために使用した加重アプローチ、および(4) 報告年度において、公的目標によりカバーされるポートフォリオGHG排出量および/またはポートフォリオ値の割合、ならびにデフォルトスコアを使用して評価されるポートフォリオGHG排出量および/またはポートフォリオ値の割合。ステークホルダーは、SBTi金融機関ウェブページで最新の文書とツールを確認することが推奨されます。

²⁵ 例えば、2026年の上半期に正式な認定を受けるために提出された目標については、有効な目標年は2030年までとなります。2026年の下半期に提出された目標については、有効な目標年は2031年までとなります。

表2: 化石燃料金融目標の定義と範囲

	開示	停止	移行	段階的廃止
石炭会社	<ul style="list-style-type: none"> グローバル・コール・イグジット・リスト(GCEL)に掲載されている企業、または 石炭バリューチェーンからの収益が10%以上を占める企業、または 上記の両方 	<ul style="list-style-type: none"> GCELに掲載されている企業で、拡張計画がある企業(GCELによる)、または 石炭バリューチェーンからの収益が10%以上を占め、拡張計画がある企業(拡張計画を決定できない場合は、この計画がない企業も含む)、または 上記の両方 	<ul style="list-style-type: none"> GCELに掲載されている企業(発電目標の対象外)、または 石炭バリューチェーンからの収益が10%以上を占める企業(発電目標の対象外)、または 上記の両方 	<ul style="list-style-type: none"> GCELに掲載されている企業、または 石炭バリューチェーンからの収益が10%以上を占める企業、または 上記の両方
石炭プロジェクト	石炭バリューチェーンからの収益が10%以上を占めるリングフェンスプロジェクト	新規炭鉱、炭鉱の拡張、新規の未対策石炭火力発電所に関わるリングフェンスプロジェクト	石炭バリューチェーンからの収益が10%以上を占めるリングフェンスプロジェクト(発電目標の対象外)	石炭バリューチェーンからの収益が10%以上を占めるリングフェンスプロジェクト
石炭バリューチェーン	金融機関は、産業コード(および特定の産業コードがない活動については、その他の関連情報)を提供することにより、使用される定義を開示しなければなりません。この定義には、(石炭を使用する)発電所だけでなく、すべての一般炭の等級について、少なくとも探鉱、採掘、鉱山の開発または拡張が含まれなければならない、原料炭やバリューチェーンの他のセグメントも含めることを推奨します。			
石油・ガス会社	<ul style="list-style-type: none"> グローバル・オイルガス・イグジット・リスト(GOGEL)に掲載されている企業、およびすべての国営石油会社、または 石油・ガスバリューチェーンからの収益が10%以上を占める企業、または 上記の両方 	<ul style="list-style-type: none"> GOGELに掲載されている企業で、拡張計画がある企業(GOGELによる)、または 石油・ガスバリューチェーンからの収益が10%以上を占め、拡張計画がある企業(拡張計画を決定できない場合は、この計画がない企 	<ul style="list-style-type: none"> GOGELに掲載されている企業、および石油・ガスバリューチェーンの上流セグメントに属するすべての国営石油会社、または 石油・ガスバリューチェーンからの収益が10%以上を占め、上流セグメントに属する 	該当なし

		<p>業も含む)、または</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融機関から、新規のリードタイムの長い石油・ガス上流活動に特化した活動、および新規のリードタイムの長い石油・ガス上流活動に特化した中流インフラ(資金使途が明らかな融資を含む)へのファイナンスの提供を受けるあらゆる種類の企業、または 上記を合わせたもの 	<p>企業、または</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記の両方 	
石油・ガスプロジェクト	石油・ガスバリューチェーンからの収益が10%以上を占めるリングフェンスプロジェクト	新規のリードタイムの長い石油・ガス上流プロジェクトと、新規のリードタイムの長い石油・ガス上流プロジェクトに特化した中流インフラ	石油・ガスバリューチェーンからの収益が10%以上を占め、上流セグメントに属するリングフェンスプロジェクト	該当なし
石油・ガスバリューチェーン	金融機関は、産業コード(および特定の産業コードがない活動については、その他の関連情報)を提供することにより、使用される定義を開示しなければなりません。この定義には、少なくとも探鉱、採掘、鉱区の開発または拡張が含まれなければならない、このバリューチェーンのその他のセグメントも含めることを推奨します。			該当なし

最低限必要な範囲	<ul style="list-style-type: none"> 表1(化石燃料セクター関連)の必須、任意、範囲外の全活動に関する財務指標の開示 表1(化石燃料セクター関連)の必須および任意の全活動に関するGHG排出量の開示 	表1(化石燃料セクター関連)の必須、任意*、範囲外*の全活動	表1(化石燃料セクター関連)の必須および任意*の全活動	表1(化石燃料セクター関連)の必須、任意*、範囲外*の全活動
----------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------	-----------------------------	--------------------------------

*資産／投資／資産管理アセットクラス(AIWM)については、これらの要件では一任契約のみが要求されます。

- **バウンダリ**: 金融機関は、化石燃料に関連するプロジェクトおよび企業について、表2及び以下に示す通り目標を設定するものとします。これらは表1のカバー率要件に優越します。
 - **石炭会社**: 表2に別段の定めがない限り、金融機関は、石炭会社を、[グローバル・コール・イグジット・リスト](#)(GCEL)²⁶に掲載されている企業、および／または石炭バリューチェーンからの収益が10%以上を占める企業と定義するものとします。
 - **石炭プロジェクト**: 表2に別段の定めがない限り、金融機関は、石炭プロジェクトを、その収益の10%以上が石炭バリューチェーンで生まれるリングフェンスプロジェクトと定義するものとします。
 - **石炭バリューチェーン**: 収益の閾値を使用する場合、金融機関は、北米産業分類システム(NAICS)、世界産業分類基準(GICS)、標準産業分類(SIC)、経済活動分類法(NACE)などの産業分類システムによる産業コード、および特定の産業コードを持たない活動に関してはその他の関連情報を提供することにより、プロジェクトおよび／または企業が、どのように石炭バリューチェーンの対象範囲内であると判断されたかを開示しなければなりません。これには少なくとも、(石炭を使用する)発電所だけでなく、すべての種類の一般炭の探鉱、採掘、鉱山の開発または拡張が含まれなければなりません。SBTiはまた、すべての原料炭の等級と、採掘サービス、専用の輸送とロジスティクス、加工、貯蔵、取引、および石炭バリューチェーンのサポートに特化したあらゆるサービス(操業とメンテナンス、エンジニアリング、調達、建設など)といったバリューチェーンの他のセグメントを含めることを推奨しています。
 - **石油・ガス会社**: 表2に別段の定めがない限り、金融機関は、石油・ガス会社を、[グローバル・オイルガス・イグジット・リスト](#)(GOGEL)に掲載されている会社、および、すべての国営石油会社(すなわち、国の政府が全部または過半数を所有している石油・ガス会社)、および／または、石油・ガスバリューチェーンからの収益が10%以上を占める企業と定義するものとします。
 - **石油・ガスプロジェクト**: 表2に別段の定めがない限り、金融機関は、石油・ガスプロジェクトを、その収益の10%以上が石油・ガスバリューチェーンで生まれるリングフェンスプロジェクトと定義するものとします。
 - **石油・ガスバリューチェーン**: 収益の閾値を使用する場合、金融機関は、NAICS、GICS、SIC、NACEなどの産業分類システムによる産業コード、および特定の産業

²⁶ 化石燃料金融目標設定方法の要件における第三者リストは、目標設定プロセスのガイダンスとサポートとして使用するためのものです。本文書で言及されているリストは、このバージョンの要件のために含まれていますが、SBTiは、定期的に評価手順および第三者リストの掲載内容を見直す予定です。

コードを持たない活動についてはその他の関連情報を提供することにより、プロジェクトおよび／または会社が、どのようにして石油・ガスバリューチェーンの対象範囲内にあると判断されたかを開示しなければなりません。これには少なくとも、探鉱、採掘、鉱区の開発または拡張が含まれなければなりません。SBTiはまた、輸送・流通インフラ、ターミナル、貯蔵、液化天然ガス、液化石油ガス、液化ガス、精製、製品輸送、貿易、マーケティング、小売など、バリューチェーンの他のセグメントを含めることを推奨しています。

- **開示:** 金融機関は、金融機関の科学に基づく目標の提出前に発表される、一般に入手可能な方針を通じて、化石燃料プロジェクトや企業に関連する金融活動の範囲についてステークホルダーの理解の助けとなるよう一定の透明性を確保するため、ポートフォリオレベルでの情報を年次ベースで公開することを約束するものとします。金融機関は、目標提出の年から毎年、一定の時点（例えば、金融機関の事業年度の最終日）に、以下のデータポイントを開示するものとします。
 - (i) 石炭セクターは個別に、(ii) 石油・ガスセクターは合算または個別に、プロジェクトおよび企業（表2に定義）に関連する、金融機関の必須活動、任意活動、範囲外活動（表1による）のすべてについての財務指標（融資、投資、運用資産の金額、債券および株式の引受量、保険引受保険料など）。
 - 絶対GHG排出量の合計（スコープ1、2、3を合算または個別に）、すなわち、(i) 石炭セクターは個別に、(ii) 石油・ガスセクターは合算または個別に、プロジェクトや企業（表2に定義）に関連する金融機関の必須活動と任意活動（表1による）に起因する、関連するすべてのGHG（メタンを含む）。

金融機関は、上記のデータポイントをさらに細かく（例えば、バリューチェーンの上流、中流、下流の各セグメントごとに）提供することができます。SBTiは、データポイントを時間加重平均ベースで測定し、使用した計算手法とともに開示することを推奨しています。金融機関は、化石燃料セクターにおける金融活動に起因するメタン排出量や、化石燃料生産活動や生産能力の永久的な廃止のための融資についても、別途開示することが推奨されます。

- **停止:** 金融機関は、金融機関の科学に基づく目標を提出する前に発表される、一般に利用可能な方針を通じて、以下のプロジェクトや企業に関連するすべての新たな金融活動を、生産活動や生産能力の恒久的な廃止に特化した新たな金融活動を除き、（方針の発表と同時に）直ちに停止することを約束するものとします。
 - 新規炭鉱、炭鉱の拡張、新規の未対策の石炭火力発電所に関わるプロジェクトおよび企業（表2に定義）。
 - 新規のリードタイムの長い石油・ガス上流プロジェクトと、新規のリードタイムの長い石油・ガス上流プロジェクトに特化した中流インフラ。
 - 目標認定の目的で、長期のリードタイムを定義する閾値として、（目標提出日から）5年が使用されます。
 - 上記の石油・ガス活動に携わる石油・ガス会社（表2に定義）。
 - あるいは、金融機関があらゆる種類の企業に提供する新たな金融活動（収益の用途が明らかな融資、収益の用途が明らかな証券引受、保険引受を含む）で、リードタイムの長い新たな石油・ガス上流活動に特化したもの、およびリードタイムの長い新たな石油・ガス上流活動に特化した中流インフラは、停止目標の対象としなければなりません。一方、その他すべての必須活動、およびAIWM以外の任意活動（表1による）（すなわち、AIWMにおける一任契約のみが本要件下で求められる）であって、石油・ガス会社（移行に関する表2で定義）に関連するものは、以下の移行目標の対象としなければなりません。

- 新規未対策石炭火力発電所に対する金融活動の停止を目的とした削減の適用可能性は、持株会社またはプロジェクトの関連石炭資産からのスコープ1および2の排出量の少なくとも90%削減とみなされます。炭素回収が90%の一部とみなされるためには、(i) 100年規模(またはそれ以上)の寿命を持つ緩和製品(すなわち地中炭素回収および貯留)に利用されなければならない、(ii) 石油増進回収や、化石燃料の採掘・生産開発が継続可能となるようなその他のプロセスを支援してはなりません。

具体的には、金融機関は以下を提供することはできません。

- 金融機関がまだ関与していない上記のプロジェクトや企業に対して
 - なんらかの必須活動、任意活動、または範囲外活動(表1による)。ただし、AIWMアセットクラスについては、一任契約のみ提供することができません。
- 金融機関がすでに関与しているプロジェクトや企業に対して
 - なんらかの新規/追加の必須活動、任意活動、または範囲外活動(表1による)。ただし、AIWMアセットクラスについては、一任契約のみ提供することができません。²⁷
- 移行: 金融機関は、ポートフォリオレベルで以下の短期目標を設定するものとします。
 - 総量目標: 金融機関は、石油・ガスバリューチェーンの上流セグメントのプロジェクトや企業(表2に定義)に関連する、AIWM以外の(すなわちAIWM内の一任契約のみが本要件下で求められる)すべての必須活動および任意活動(表1による)に起因するGHG排出量の絶対量を削減するための目標を設定するものとします。金融機関は、排出量の絶対削減値の集計が最低限セクター横断的な経路と一致している限り、1つの集計目標を設定するか、または複数の目標(例えば、石油上流とガス上流についてそれぞれ1つずつ)を設定することができます。セクター横断的な絶対削減方法では、十分な将来を見据えた野心とともに、一定の年率(現在、基準年と目標年間の直線的な年率4.2%の削減に、2020年以降の基準年に対する調整を加えたものと定義されている)以上の排出量絶対削減値が必要です。SBTiは、金融機関がセクター横断的な経路で求められる最低限の野心を超える目標を設定することを強く推奨します。金融機関は、財政的エクスポージャーの観点から絶対目標を伝達することができますが、SBTiは、上記の絶対排出量経路に照らして目標を評価します。さらにSBTiは、金融機関が化石燃料ポートフォリオからメタンを特定してその絶対排出量を削減するために、別個の目標を設定することを推奨します。

また金融機関は、完全な段階的廃止の年が目標提出の年から5年以上である場合、以下の要求される段階的廃止の期間に合わせて、AIWM以外(すなわち、AIWMにおける一任契約のみが本要件下で求められる)で、石炭プロジェクトおよび石炭会社(表2に定義されるように、表1の要求事項に従って、発電SDA目標によって別途カバーされなければならない発電セクターの活動)に関連する必須活動および任意活動(表1による)に起因するGHG絶対排出量を削減するための目標も設定するものとします。²⁸

²⁷ 例えば、ある金融機関が、拡張計画のある石炭会社の株式をすでに30株保有している場合、その金融機関は30株を保有し続けることはできますが、その石炭会社の株式を買い増すことはできません。また、金融機関が後の時点で30株のうち10株を売却した場合、その後、その金融機関は20株を保有し続けることはできますが、残っている20株に買い増すことはできません。別の例として、ある金融機関が拡張計画のある石炭会社にすでに60ドルの融資を行った場合、金融機関はその石炭会社に新たな融資を行った場合、60ドルの融資を当初の満期日を超えて延長・更新したりすることはできません。

²⁸ 例えば、2024年に目標を提出し、2028年を石炭の段階的廃止年とする金融機関は、移行目標を設定する必要がない一方で、2022年を基準年として2024年に目標を提出し、2040年を段階的廃止年とする金融機関は、石炭関連のGHG排出量について年間5.56%[(100%)÷(2040年 - 2022年)]削減し、2030年までに少なくとも44.5%[(2030年 - 2022年)× 5.56%]の削減を達成する必要があります。

SBTiの変革理論では、資本を提供し、かつ企業を1.5°Cの経路への移行に導くためには、金融機関が不可欠であるとしています。SBTiはまた、化石燃料の需要を決定する上で実体経済企業、政策立案者、その他のステークホルダーが重要な役割を果たすことから、化石燃料資産からの投資売却による排出量への影響は必ずしも明確で一貫したものではないことを認識しています。したがって金融機関がその影響力を行使し、1.5°Cへの移行に沿うよう企業を積極的に導くことは、気候安定化を支援するための「最良の」選択肢と考えられ、設定目標に向けた進捗の基礎となるべきです。SBTiはまた、プロジェクトや企業が1.5°Cへの整合に向けて移行できるようにするため、化石燃料の生産と生産能力の脱炭素化と恒久的な廃止に特化した新たな融資を強く奨励します。

- **時間控**: 化石燃料融資の移行目標は、正式な認定のためにSBTiに提出された日から、最低5年間、最高10年間をカバーしなければなりません。²⁹すべての化石燃料融資の移行目標には同じ基準年を使用するものとし、SBTiは基準年として直近年を選択することを推奨します。SBTiは金融機関に対し、SBTi金融機関ネットゼロ基準が発表された時点で、それに従って長期目標を策定するよう奨励しています。
- **借入人および／または投資先の排出量の範囲**: 目標は、石炭セクターおよび石油・ガスバリューチェーンの上流セグメント(表2および上記で定義)のプロジェクトおよび企業をカバーするものとし、これらのプロジェクトと企業から排出される、金融機関の必須活動およびAIWM以外の(すなわちAIWM内の一任契約のみが本要件下で求められる)任意活動(表1による)に起因するスコープ1、2、3(上流と下流を含む)の排出量は、目標によってカバーされるものとし、メタンを含むすべての関連GHGをカバーすることが求められます。
- **段階的廃止**: 金融機関は、科学に基づく目標を提出する前に発表された方針を通じて、OECD(経済協力開発機構)加盟国でのプロジェクトや会社については2030年末までに、また世界全体では2040年末までに、生産活動や生産能力の永久的な廃止に特化した新たな金融活動を除き、石炭プロジェクトや石炭会社(表2に定義)に関連する必須活動、AIWM以外の任意活動、AIWM以外の範囲外活動(表1に基づく)(すなわちAIWM内の一任契約のみが本要件下で求められる)を段階的に廃止することを約束するものとし、金融機関は、支援する石炭プロジェクトや企業に対し、段階的廃止までに余裕をもって、施設ごとの閉鎖日を定めた段階的廃止計画を管理し、採用するよう奨励しています。この計画には移行および従業員の再訓練計画を含めます。

FI-R11 – 化石燃料サポートの移行: SBTiは、認定はしないものの、科学に基づく目標を達成するために金融機関が実施する戦略と行動の概要に含まれ、化石燃料融資目標手法の補足となる可能性のある以下の措置を推奨します。

- 金融機関は、化石燃料セクターのプロジェクトや企業に関連する金融活動に起因するメタン排出量を開示し、最新の気候科学に即して、化石燃料ポートフォリオからのメタン排出量を(総量及び原単位で)削減する具体的な目標を設定することが推奨されます。
- 金融機関は、化石燃料セクターのポートフォリオ企業のうち、1.5°Cに整合した移行計画を有する企業の割合を開示するとともに、その割合の増加に向けた目標を設定することが推奨されます。
- 金融機関は、AIWM以外(すなわち、AIWMにおける一任契約のみが本要件下で求めら

²⁹ 例えば、2024年の上半期に正式な検証を受けるために提出された目標については、有効な目標年は2028年から2033年までとなります。2024年の下半期に提出された目標については、有効な目標年は2029年から2034年の間となります。

れる)の必須活動および任意活動(表1による)について、化石燃料プロジェクトや企業に関連するGHG排出量原単位の削減目標を設定することが推奨されます(例えば、帰属する石油換算1バレルあたりの帰属する排出量:tCO₂e/boe)。

- 金融機関は、化石燃料プロジェクトや企業が移行できるよう、期限付きのエンゲージメント期間を設定し、エンゲージメントの取り組みが成功しない場合には、段階的に支援を打ち切ることが推奨されます。1.5°Cに整合した移行計画を策定・実行しない化石燃料プロジェクトや企業に対する融資を段階的に廃止できない金融機関は、座礁資産や自社レピュテーションを損ねるリスクにさらされます。

FI-R12 – 再生可能エネルギーと化石燃料の比率: SBTiは、認定はしないものの、科学に基づく目標を達成するために金融機関が実施する戦略と行動の概要に含まれ、化石燃料融資目標方法の補足となる可能性のある以下の目標を推奨します。金融機関は、(化石燃料に対する金融支援と比較して)再生可能エネルギーに対する金融支援の比率を高め、最新の気候科学に即して、毎年ポートフォリオレベルで最終利用効率を高める目標を設定することが推奨されます。この比率は、年次ベースで一貫して進捗を報告するために、一定の時点(例えば、金融機関の事業年度の最終日)で計算することを推奨します。

6. 報告に関する要求事項

FI-C18 – スコープ3ポートフォリオ目標の開示 – ヘッドライン目標: FI-C15に従って最低カバー率要件が満たされていることを確認するため、金融機関のポートフォリオ目標バウンダリの算定とは別に、金融機関は目標発表時、承認された目標とともに、SBTiのウェブサイト上で、スコープ3のポートフォリオ目標がカバーする総投資および貸付活動の割合を、貸付、自己投資、資産運用のあらゆる組み合わせを含む可能性のある金融機関の主な事業活動の規模を代表する指標で開示するものとします。例としては、貸借対照表資産総額、投資総額、貸付残高、運用資産総額な

どが含まれます。金融機関はさらに、表3のヘッドライン目標文言テンプレートにあるように、必須、任意、範囲外の各活動の内訳を開示しなければなりません。この開示に関する要求事項は、ポートフォリオ目標の透明性と比較可能性を高めるよう定められています。

金融機関は以下の計算式を用いて、目標がカバーする活動の割合を算定します。

$$\text{カバー率} = \frac{\text{目標によりカバーされたすべて}}{\text{すべての必須、任意、範囲外の資産クラス}}$$

対象外のアセットクラスには、表1にそのように記載されている資産のほか、現金、中央銀行への預金、債権、売却目的で保有する資産、その他の金融商品など、金融機関が保有、所有、管理または運用している有形資産が含まれます。化石燃料セクターに関連するもの以外の固定資産（すなわち、スコープ1および2またはスコープ3のカテゴリ1～14でカバーされる自社使用またはリースのための不動産、ならびに工場および設備）、リース資産、前払費用、未収収益、その他の無形資産（のれん代、流動資産、繰延税金資産など）は、分母から除外することができます。例えば、助言契約および／または執行限定契約の下で運用される資産は、資産運用会社にとっては任意または範囲外ですが、たとえ目標によってカバーされないとしても、分母に含める必要があります。

FI-C19 - 実施報告: 目標提出時、金融機関は、SBTiの金融機関向け目標提出書式に記載されたテンプレートに準拠し、スコープ3のポートフォリオ目標をどのように達成するかについてまとめ、提出するものとします。この開示は透明性を高めることを意図しています。過去の実績よりも将来の行動に焦点を当てた内容とします。まとめる内容は、目標の認定の根拠として使用されることはありません。目標発表時には、まとめた内容を公表するものとします。³⁰

FI-C20 – 目標の進捗の追跡と報告: 目標承認後、SBTiは、スコープ1および2のGHG排出量の年次開示、関連指標における承認されたすべての目標に向けた進捗の開示、³¹スコープ3のポートフォリオ目標を達成するためにその年に実施された行動や戦略の開示が必要になります。金融機関は、FI-R2に記載されているように、スコープ3のカテゴリ1～14に関する任意の目標を提出し、SBTiが承認した場合、その目標に向けた進捗も開示するものとします。金融機関はさらに、目標提出時にGHG算定方法が利用可能なすべての活動（すなわち、表1によるすべての必須活動と任意活動）を網羅した、ポートフォリオの完全なGHG排出インベントリを毎年開示することが推奨されます。

FI-R13 – 開示先: GHGインベントリ、公表された目標に向けた進捗、スコープ3のポートフォリオ目標に向けた行動や戦略について、これらの情報が一般に入手可能である限り、金融機関がどこで開示すべきかに関しては、特別な要求事項はありません。SBTiは、ネットゼロ・データ・パブリック・ユーティリティやCDPの気候変動に関する年次アンケートなど、標準化され、かつ比較可能なデータプラットフォームによる情報開示を推奨しています。年次報告書、持続可能性報告書、会社のウェブサイトも、プラットフォームとして許容できます。

³⁰ 金融機関は、SBTiが要約の文言をウェブサイトで公表する前に、それらを見直す機会があります。

³¹ 目標に向けた進捗開示のガイダンスについては、金融セクター短期SBT説明文書を参照してください。

7. 再計算と目標の有効性

FI-C21 – 必須目標再計算:最新の気候科学とベストプラクティスとの一貫性を確保するため、金融機関は目標の見直しを行い、必要であれば、目標承認日から5年以内に再計算し、再検証に向けて提出しなければなりません。承認済みの目標が再計算を必要とする場合、金融機関は、再提出の時点で直近に適用となった要件に従わなければなりません。

FI-C22 – 目標の有効性:金融機関とSBTiは、SBTiが提出された目標を認定する前に、目標文言に合意しなければなりません。承認された目標を持つ金融機関は、承認日から6ヶ月以内に、SBTiのウェブサイトで目標を公表しなければなりません。6ヶ月たっても目標が未公表である場合は、新たな公表期間についてSBTiと書面にて合意しない限り、再度承認プロセスを経なければなりません。金融機関は、SBTiのウェブサイトに掲載されているのと同じ目標文言を自らのコミュニ

ケーションに使用しなければなりません。なお、自らのコミュニケーションに詳細を追加することは望ましいとみなされます。SBTiのウェブサイト公表される目標文言の免責事項にはリンクを含めることができますが、その場合は金融機関のウェブサイトまたは独自の出版物へのリンクに限ります。

FI-R14 – トリガーによる目標再計算: 金融機関は、既存の目標の有効性や一貫性を損なう可能性のある重要な変更を反映するため、必要に応じて目標を再計算することが推奨されます。目標は、重要な変更を反映し、現在の組織構造と運営に適したものであり続けるために、できるだけ早く再計算することが推奨されます。金融機関は、構造的な変化により全体(スコープ1、2、3)の排出インベントリに5%以上の変化が生じた場合、ベースラインを設定し直し、(ベースラインを設定し直した後に)目標を再計算し、野心とカバー率がまだ十分であると確認することが推奨されます。以下のリストは、目標再計算のトリガーとなる変更の例です。

- GHGインベントリのために選択された統合アプローチの変更。
- インベントリまたは目標バウンダリにおいて、除外されたカテゴリの排出量が、除外許容限度を著しく超える変更があった場合。
- 組織構造や活動の大幅な変化(買収、売却、合併、インソーシングやアウトソーシング、商品やサービス提供の変化、アセットクラス別の投資比率の変化、利用可能な方法でカバーされる新商品の追加など)。
- 基準年インベントリ、データ源、計算方式などの大幅な調整、または目標設定に使用されるデータの変更(重大な誤りの発見、または集成的に見た場合に重大となる多数の累積的な誤りの発見など)。
- 科学に基づく目標設定に使用された予測や仮定に対するその他の重要な変更(成長予測の変更など)。

FI-R15 – 目標予測の有効性: SBTiは金融機関に対して、目標に関連する予測の有効性を毎年確認することを推奨しています。金融機関は、重大な変更をSBTiに通知し、その変更を公表し、該当する場合には目標の再計算を検討することが推奨されます。

8. 目標の伝え方と進捗追跡

SBTiは金融機関に対して、目標が承認された場合、また承認されたときに、公表に際して使用される目標提出書式の目標文言を作成することを義務付けています。表3では、詳細な目標文言テンプレートを示しています。目標提出書式には、目標文言の策定に関する追加ガイダンスが含まれており、金融機関は目標を設定する際、これに従うものとします。

表3: 金融機関のための目標文言テンプレート

スコープ1および2の目標
総量目標: [金融機関名]は、[20xx年]を基準年として、[目標年]までにスコープ1および2のGHG総排出量を[XX]%削減することを約束します。

再生可能電力調達目標:[金融機関名]は、[基準年]の年間再生可能電力調達率を[XX]%から[2030年より前の年]までに100%に引き上げ、2030年まで100%の再生可能電力を積極的に調達し続けることを約束します。

または

[金融機関名]は、[基準年]から[目標年]までのスコープ1GHG総排出量ゼロを維持し、[基準年]の[XX]%から[目標年]までに[XX]%まで、再生可能電力の積極的な年間調達を増やすことを約束します。

または

[金融機関名]は、[基準年]から2030年まで、毎年100%の再生可能電力を積極的に調達し続けることを約束します。

スコープ3、カテゴリ1~14の目標[任意]

総量目標:[金融機関名]は、[20xx年]を基準年として、[目標年]までに[スコープ名]のGHG総排出量を[XX]%削減することを約束します。

または

原単位目標:[金融機関名]は、[20xx年]を基準年として、[目標年]までに[スコープ名]のGHG排出量を[単位]あたり[XX]%削減することを約束します。

または

エンゲージメント目標:[金融機関名]は、[スコープ3カテゴリ名]に該当するサプライヤー／顧客の[支出／収益／排出量]ベースで[XX]%が、[目標年]までに科学に基づく目標を持つことを約束します。

スコープ3ポートフォリオ目標 – ヘッドライン目標

[金融機関名]のポートフォリオ目標は、[基準年]の時点で、[単位]ベースで投融資全体の[XX]%をカバーします¹。[(「その年」)または(西暦年)]の時点で、必須活動は[金融機関名]の[単位]ベースで投融資全体の[XX]%を占めていた一方で、任意活動は[XX]%、範囲外活動は[XX]%を占めていました。

選択する単位は、(量化されている場合は)金融に係る排出量(ファイナンスドエミッション)であり、そうでなければ、対象となるアセットクラスに連動したものであることが推奨されます。例えば、資産運用会社は運用資産残高を用いるべきですが、未公開株式会社は投下資本(現金を含む)を用いるべきであり、その他の金融機関は総資産残高を用いることができます。金融に係る排出量を用いる場合、金融機関は、(金融資産指標のみを用いる金融機関との)比較可能性を目的として、金融資産指標に基づく上記のヘッドライン目標も提示しなければなりません。貸付、投資および／または資産運用を網羅しつつ活動を行う金融機関は、融資、投資、または資産運用ポートフォリオのカバー率の内訳を個別に追加することができます。

これとは別に、銀行はヘッドライン目標について以下の脚注を記載しなければなりません。

¹ これらの目標およびカバー率には、第三者の資産運用活動が含まれています[いません]。第三者による資産運用活動は、[指標別(融資額や運用資産など)]で、投資、貸付、資産運用活動全体のX%を占めていました。

スコープ3ポートフォリオ目標 – アセットクラス目標

アセットクラス	方法	目標記載例
不動産	SDA	[金融機関名]は、[20xx年]を基準年として、[目標年]までに、不動産[投資／融資]ポートフォリオのGHG排出量を、1平方メートル当たり[XX]%削減することを約束します。 または

		[金融機関名]は、[基準年]から2030年まで、不動産投資／融資ポートフォリオのGHG排出量原単位を[基準年排出量原単位]kgCO ₂ e/m ² 以下に維持し、1.5°Cに整合した不動産資産のみに融資することを約束します。
住宅ローン (消費者ローン)	SDA	[金融機関名]は、[20xx年]を基準年として、[目標年]までに、住宅ローンポートフォリオのGHG排出量を、1平方メートル当たり[XX]%削減することを約束します。
発電プロジェクトファイナンス	SDA	[金融機関名]は、[20xx年]を基準年として、[目標年]までに発電プロジェクトファイナンスポートフォリオのGHG排出量を、MWh当たり[XX]%削減することを約束します。 または [金融機関名]は、2030年まで発電プロジェクトファイナンスを再生可能電力のみを対象に提供し続けることを約束します。 または [金融機関名]は、[基準年]から2030年まで、発電プロジェクトファイナンスポートフォリオのGHG排出量原単位を[基準年排出量原単位]gCO ₂ e/kWh以下に維持し、かつ1.5°Cに整合した発電プロジェクトのみに投融資することを約束します。
企業の証券 (株式、債券、 融資)	SDA	[金融機関名]は、その[アセットクラス]ポートフォリオ内の[XX]セクターからのGHG排出量を、[20xx年]を基準年として、[目標年]までに[単位]トン当たり[XX]%削減することを約束します。
	ポートフォリオのカバー率	[金融機関名]は、[20xx年]を基準年として、[目標年]までに[単位]ベースで[適格][アセットクラス]ポートフォリオの[XX]%がSBTiで認定された目標を設定することを約束します。
	気温上昇スコア	[金融機関名]は、その[アセットクラス]ポートフォリオの[XX]セクター内のスコープ1+2ポートフォリオの気温上昇スコアを、[単位]ベースで[基準年]の[X.XX]°Cから[目標年]までに[X.XX]°Cとすることを約束します。 [金融機関名]は、その[アセットクラス]ポートフォリオの[XX]セクター内のスコープ1+2+3ポートフォリオの気温上昇スコアを、[単位]ベースで[基準年]の[X.XX]°Cから[目標年]までに[X.XX]°Cとすることを約束します。

	<p>化石燃料ファイナンス目標*</p>	<p>[金融機関名]は、[財務指標]ベースで金融活動のすべてと[融資、投資および／または運用資産]に起因するGHG排出量のうち、[石炭、石油および／またはガス]セクターのプロジェクトと企業に関連するものを、年次ベースで個別に公表することを約束します。</p> <p>[金融機関名]は、(i) 新規炭鉱、炭鉱の拡張、未対策石炭火力発電所の新設に関わるプロジェクトと企業、(ii) 新規のリードタイムの長い石油・ガス上流プロジェクトと、新規のリードタイムの長い石油・ガス上流プロジェクトに特化した中流インフラ、および (iii) [(そのようなプロジェクトに携わる企業)および／または(そのような石油・ガス活動に特化して企業に提供されるものを含む)]に関わる新規の金融活動をすべて直ちに終了することを約束します。</p> <p>[金融機関名]は、[法人向け融資、投資および／または資産運用]ポートフォリオの[石炭、石油および／またはガス]セクターからのGHG排出量を、[20xx年]を基準年として、[目標年]までに[XX]%削減することを約束します。</p> <p>[金融機関名]は[目標年]までに、すべての[廃止に向けたものでない]石炭プロジェクトおよび石炭会社に対するすべての金融活動を段階的に廃止することを約束します。</p> <p>* 金融機関は、石炭および石油・ガスプロジェクト、企業、バリューチェーンを定義するために使用される定義を開示するものとします。</p>
--	----------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

目標達成のための行動計画

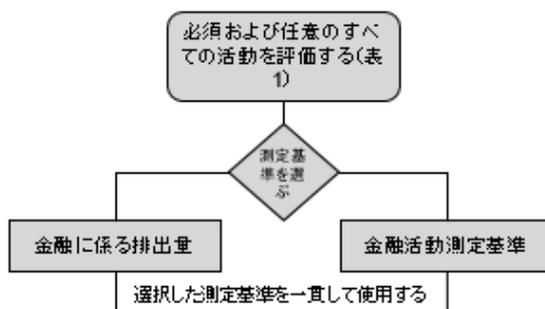
[金融機関名]は、目標を達成するために以下の戦略と行動を実施します。

- 具体例: [金融機関名]は、[XXドル]の企業株式、社債、融資残高を活用し、発電、鉄鋼、セメント、航空分野で、顧客のSBT達成とゼロカーボンへの転換を積極的に支援することを目指します。例えば、[金融機関名]は、野心的な気候変動目標を設定し、それを達成し続ける借入人に対して、より有利な金利を提供します。[金融機関名]がこれらの行動を選択した理由は、[理由を記載]。

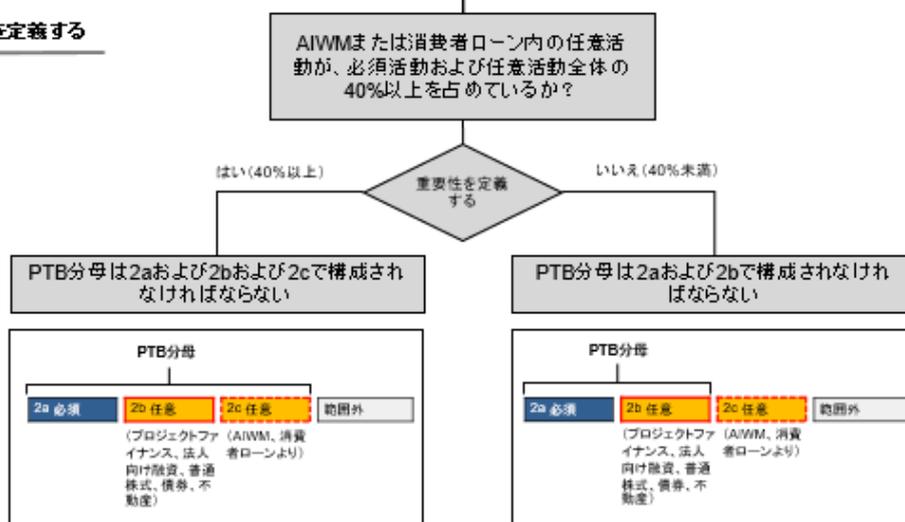
付録

図A-1: ポートフォリオ目標バウンダリ(PTB)プロセスツリー

ステージ1: PTB測定基準を選択する

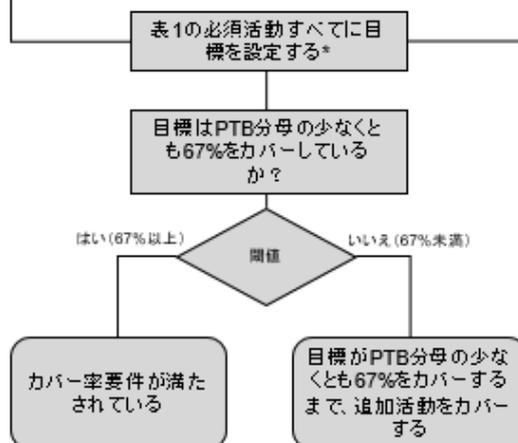


ステージ2: PTB分母を定義する



ステージ3: PTB分子を定義する

* 5%の重要性除外の対象(化石燃料を除く)





SCIENCE
BASED
TARGETS

DRIVING AMBITIOUS CORPORATE CLIMATE ACTION

